

令和3年度八王子市農業委員会第4回総会会議録

- 1 開催年月日 令和3年7月29日 木曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時40分 まで
- 4 出席委員 (21名)

農業委員会委員

- | | |
|----------|----------|
| 1番 米津元一 | 2番 熊澤治彦 |
| 3番 青柳有希子 | 4番 中西伸夫 |
| 5番 原島元義 | 6番 有竹満次 |
| 7番 小林裕恵 | 8番 菱山史郎 |
| 9番 坂本真一 | 10番 田中政博 |
| 11番 村松徹 | 12番 峰尾達雄 |
| 13番 山田正 | 14番 門倉豊 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|----------|----------|
| 15番 内藤廣行 | 16番 田中和敏 |
| 17番 内田茂 | 18番 福田一訓 |
| 19番 三上正治 | 21番 石川研 |
| 22番 井上正芳 | |

- 5 欠席委員 (1名)

20番 町田裕通

- 6 事務局職員出席者

事務局長	山崎光嘉	課長	須藤文夫
主査	上原裕之	主査	篠原勝久
主任	萩原健太	主任	岩佐達憲

令和3年度(2021年度)
八王子市農業委員会 第4回総会 議題

(令和3年7月29日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 農地等の現況に係る照会に対する回答について
- 第5 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第6 農地の権利移動許可について
- 第7 農地の権利移動許可について
- 第8 農地の権利移動許可について
- 第9 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第10 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第11 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第12 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第13 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第14 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第15 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第16 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第17 生産緑地地区追加指定申請地の農地等の認定について
- 第18 一般財団法人 内田農業振興会 第55回農業功労者表彰候補者の推薦について
- 第19 一般社団法人 東京都農業会議 第41回農業後継者顕彰候補者の推薦について
- 第20 一般社団法人 東京都農業会議 第61回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について

【報告案件】

- 第21 農地の権利取得の届出について
- 第22 農地の賃貸借の合意解約について
- 第23 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長 ただいまから、令和3年度八王子市農業委員会第4回総会を開会します。欠席通告のあった委員を報告します。第20番町田裕通委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
6月1日から6月30日までの届出分（9件）
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
6月1日から6月30日までの届出分（18件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。
（2件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありますか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第4「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を報告。
（1件）

議長 報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

議長 質問なしと認め、進行します。

第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。（願出地が農業経営を引き続き行っていること 6件）

議長 報告は終わりました。第5についてご質問はありませんか。

議長 質問なしと認め、進行します。

第6「農地の権利移動許可について」を審議します。事務局より説明願います。

事務局 第6「農地の権利移動許可について」について説明。
譲受人は川町に在住。譲渡人は片倉町に在住。申請地は川町6筆、登記地目は田、現況は田、面積は合計1,220㎡。
譲受人の経営面積は13,000㎡。農作業従事日数は年間350日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それでは、ご報告いたします。7月5日、事務局職員と当該農地の調査を行い、譲受人と面談を行いました。譲受人は、当該地で代々農業を営む農家で、主に稲作と露地野菜を中心に農業経営を行っています。当該地の田では、作付けはなく休耕状態でした。所有権が移転したら、所有している農機具で草刈りを行い、稲を栽培し、隣接する自身の農地と一体的に維持管理するとのことでした。収穫物は、道の駅へ出荷する予定とのことでした。今後は、譲受人と妻と農作業を行いながら、二男が共に農作業に従事していくとのことでしたので、農地の維持管理に問題はないと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ごぎいませので進行します。お諮りします。第6については、これを許可することにご異議ごぎいませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。

第7「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「農地の権利移動許可について」について説明。

譲受人は高月町に在住。譲渡人は東京都青梅市に在住。申請地は高月町1筆、登記地目は畑、現況は不耕作、面積は合計717㎡。

譲受人の経営面積は62,324㎡。農作業従事日数は年間340日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

それでは、ご報告いたします。7月15日、事務局職員と当該農地の調査を行い、譲受人から今後の営農計画等についてお話を伺いました。譲受人は、乳牛を中心とした酪農業を営みつつ、高月営農集団の一員として、田んぼでは清流米や酒米を作付けしています。令和2年9月、牛の頭数の増加に伴い、牛が妊娠中に搾乳を休むための退避場所を確保するため、採草放牧地を購入し、経営規模拡大を図っています。当該農地は、令和2年9月に購入した採草放牧地に隣接しており、牛を肥育するために必要となるオガクズなどの資材や農機具置場として利用していくとのことでした。当該農地は昔、豚舎敷地として使用されており、今後は採草放牧地として整備するため、がれき等の撤去作業が行われていました。頭数を増やした牛についても、今まで同様に、搾乳した乳全量を東京酪農協同組合に出荷し、東京牛乳として販売していくとのことでした。譲受人のほか、奥様やご両親も農作業に従事することや当該地が譲受人の所有農地と隣接していることから、酪農業経営のための採草放牧地として、今後維持管理していくことに問題はないと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。

第8「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。なお、本件については、委員が農地を譲り受ける当事者の案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条の規定では、

「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とされています。委員は議事に参与することができませんので、委員の一時退席をお願いいたします。

【委員退席】

事務局

第8「農地の権利移動許可について」

譲受人は高月町に在住。譲渡人は3名で、日吉町、式分方町、東京都あきる野市に在住。申請地は高月町4筆、登記地目は田、現況は田が3筆、畑が1筆、面積は合計1,622㎡。

譲受人の経営面積は5,397.30㎡。農作業従事日数は年間330日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それでは、ご報告いたします。7月15日、事務局職員と当該農地の調査を行い、譲受人からお話を伺いました。譲受人は、主にシクラメン、パッションフルーツ、水稻、野菜類、花苗の栽培を中心とし、収穫した農産物は個人への直売、市場へ出荷するほか、自家消費や近所に配っているそうです。今回、農地を譲受けることとなった経緯ですが、譲渡人は2年程前に農地を相続しましたが、居住地から遠いこともあり、維持管理が難しい状態で、譲受人に手伝ってもらっていました。今後も譲渡人だけでは農地の維持管理ができないことから、現在、手伝ってもらっている譲受人と話し合いをした結果、当該地を譲り渡

すことにしたそうです。当該農地は、3筆は水稻が作付けされ、残りの1筆ではキュウリ、サトイモ等の野菜類が作付けされています。譲受人が譲り受けた後も引き続き水稻、野菜類を栽培していくとのこと。譲受人は妻、息子とともに家族で農業経営を行っています。また、平成30年度には東京都指導農業士に認定され、新規就農者を目指す成年や自立支援のための研修生などを積極的に受け入れるなど、担い手の育成にも取り組んでいます。譲受人は農業の幅広い分野に携わり、農業に対する熱意を持っている方であるため、今後維持管理していくことに問題はないと思います報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第9については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。

なお、委員は所用がありここで退席されます。

第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手について、住所は小比企町、設定する土地は小比企町の土地1筆、計760㎡。利用権の種類は使用貸借による権利、期間は5年間。

借り手について、住所は小比企町、利用権の設定を受ける者が耕作している農用地の面積は5,129㎡。主たる経営作目は露地野菜、施設野菜。農業従事者は3人、農作業従事日数は年間330日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それでは報告いたします。7月9日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。現地で借受人にご同行いただき、今後の営農計画をうかがいました。借受人は認定農業者であり、平成28年より「農業経営基盤強化促進法」に基づき申請地を借り受け、多品目の野菜を栽培していました。農地の所有者と話し合った結果、今までと同様の条件で使用貸借関係を続けていくことになり、今回の申請に至ったとのことです。当該地の貸借が成立した場合は、現在作付してあるサトイモ、ヤツガシラ、カボチャなどを維持し、その後は作付計画書のとおりカブ、ダイコンなども作付けする予定とのことです。収穫物は主にスーパー、直売所に出荷し、ダイコンについては学校給食に出荷していくとのことでした。畑の状態、作付け計画等とともに問題がないので、今回の使用貸借関係を成立させることに問題はないと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第9については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第10「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にいたします。事務局より説明願います。

事務局

第10「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」
貸し手について、住所は裏高尾町、設定する土地は裏高尾町の土地3筆、計974㎡。利用権の種類は賃借権、期間は6年間。

借り手について、住所は四谷町、利用権の設定を受ける者が耕作している農用地の面積は1,593㎡。主たる経営作目は露地野菜。農業従事者は1人、農作業従事日数は年間260日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それでは、ご報告いたします。7月13日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施するとともに、借受人から今後の営農計画等がわかりました。借受人は、平成27年9月1日に新規就農し、「農業経営基盤強化促進法」に基づき農地を借り受け、多品目の露地野菜や果樹を栽培しています。今回の対象地ですが、既に利用権設定をして6年間耕作を続けている農地になります。ここで、貸借期間が満了を迎えるため、農地の所有者と話し合いをした結果、今までと同様の条件で引き続き6年間借りられることになったそうです。当該地では、ミョウガ、サツマイモ、カボチャ、イチジク、シソ、バジル等の多品目の野菜が作付けされていました。また、レモン、ウメ、ユズ、ブルーベリー等の果樹が植樹されていました。当該地は、北側から南側にかけての斜面地ではありますが、場所ごとに適した作物や果樹を栽培しており、全体的にきれいに管理されていました。収穫物は、レストランなどの飲食店に出荷するほか、個人販売を行っているそうです。借受人は、新規就農して以来、熱心に農業経営を続けており、地域で開催するマルシェ等のイベントの中心人物としても活躍しているため、今後も頑張っていっていただきたいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので進行します。お諮りします。第10については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第 11「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にいたします。事務局より説明願います。

事務局

第 11「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手について、住所は神奈川県横浜市、設定する土地は下恩方町の土地 1 筆、計 482 m²。利用権の種類は使用貸借による権利、期間は 3 年間。

借り手について、住所は下恩方町、利用権の設定を受ける者が耕作している農用地の面積は 4,638.49 m²。主たる経営作目は露地野菜。農業従事者は 1 人、農作業従事日数は年間 300 日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思いますが、担当委員の声の調子が思わしくないため、会長職務代理者のほうで調査報告書を預かっておりますので代読いたします。

職務代理

それでは、代読いたします。7 月 13 日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施するとともに、借受人に今後の営農計画等をうかがいました。今回、「農業経営基盤強化促進法」に基づき利用権設定をする対象地ですが、所有者から農業委員会事務局へ維持管理について相談があった農地です。当該地の近隣に農地を所有されている借受人に貸借について打診したところ、快く引き受けてくれました。貸借の期間は 3 年で、1 年目はサニーレタス、ダイコン、ホウレンソウ、小松菜を作付けする予定です。連作障害を避けるため、2 年目はキュウリとナスを作付けする予定で、3 年目は 1 年目と同じものを作付けする予定です。当該地は、南側から北側にかけての斜面地ではありますが、借受人がトラクターで耕うんされ、場所ごとに適した作物を栽培する計画を立てられているので問題ないと思います。収穫物は、長

年取り引きのある飲食店に出荷するほか、インターネットを通じた個人販売を行う予定だそうです。借受人は、恩方地区で長年にわたり農業に従事され、ジャガイモやトマトをはじめとする多品目の露地野菜を栽培し、安定した農業経営を続けられているため、今後も頑張りたいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第 11 については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第 12「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にいたします。事務局より説明願います。

事務局

第 12「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手①について、住所は東京都調布市、設定する土地は上川町の土地 3 筆、計 789 m²。利用権の種類は、2 筆が賃借権、1 筆が使用貸借による権利、期間はいずれも 5 年間。

貸し手②について、住所は神奈川県座間市、設定する土地は上川町の土地 1 筆、計 200 m²。利用権の種類は賃借権、期間は 5 年間。

借り手について、所在は川口町、利用権の設定を受ける者が耕作している農用地の面積は 7,020 m²。主たる経営作目は露地野菜。農業従事者は 3 人、農作業従事日数は年間 270 日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員

それでは、ご報告いたします。7 月 6 日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人である法人の代表から、

今後の作付計画を伺いました。借受人は平成 29 年 2 月に新規就農した後、平成 31 年 3 月に認定農業者の認定を受けています。平成 29 年 2 月の新規就農後から現在までに 5000 ㎡以上の農地を利用権設定により借受けている実績があります。今回対象となる農地は、作付けはなく草刈り状態で、耕うんをすればすぐに作付けができるような状況です。今後は、作付けに適した状態にするために、畑の地表面をビニールで覆って太陽熱を利用した熱消毒を行い、今回借り受ける農地についても、過去に借受人が借り受けた農地と同じように無農薬栽培を行う予定とのことです。今後は、川口町で生まれた麦「宗兵衛裸麦」を作付けし、収穫物は、借受人が経営するレストランで麦を使った料理に活用したりパン等に加工して販売するとのことでした。借受人は実績もありますので、問題はないかと思えます。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。

議 長 他に質問・意見はありませんか。

ございませんので進行します。お諮りします。第 12 については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第 13「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を報告します。事務局より説明願います。

事務局

第 13「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」
買取申出生産緑地は式分方町の土地 1 筆、計 825.30㎡。
買取申出事由の生じた者について、住所は式分方町、申出者との続柄は「母」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和 2 年 8 月 29 日」。年齢は「87 歳」、年間従事日数は「300 日」。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思えます。担当委員お願いします。

農業委員 それでは地区の担当委員としてご報告いたします。7月6日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者、姉にお話を伺いました。願出者の母は、夫と結婚後から農業に従事されていました。当該地ではサトイモ、トウモロコシ、キュウリ、トマト、ナス等を栽培していました。収穫したサトイモは北野の市場に出荷し、トウモロコシ、キュウリ、トマト等の野菜類は自家消費するほか、近所に配っていました。夫が亡くなった2年後の平成25年頃から認知症の症状があらわれたため、願出者、姉が農作業を手伝うようになりました。令和2年6月からは認知症が進行したため、施設へ入所しましたが、同年8月に施設内で脳出血を発症し、その後、8月29日に87歳で亡くなりました。母が施設へ入所された後は、願出者、姉に加え、近所に住む母の弟が協力し、農地の維持管理に努めていました。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第13については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第14「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第14「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」
買取申出生産緑地は下柚木の土地1筆、計14㎡。
買取申出事由の生じた者について、住所は下柚木、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和2年12月25日」。年齢は「88歳」、年間従事日数は「300日」。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それでは地区の担当委員としてご報告いたします。7月7日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の父は、農業高校在学中に相続が発生し、中退して家業である農業に従事されていました。主にレタスやトマト等の露地野菜を栽培していました。収穫物は相模原や三鷹、遠くは横浜など品種ごとに高値で取引ができる市場に出荷していました。平成22年に脳梗塞で倒れ、左半身麻痺の後遺症が残りましたが、リハビリを行った結果、杖を使って歩行ができるまで回復されたそうです。しかし、今まで通りに農業に従事することができないため、願出者が手伝うようになりました。脳梗塞で倒れて以来源次さんは身体に支障のない範囲で農業経営に係っていたそうです。令和2年8月に健康診断で肺がんが判明し、治療を続けましたが、令和2年12月25日に88歳で亡くなりました。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。また、今回の該当生産緑地に看板が設置されていますが、是正のために生産緑地の指定を解除する必要があることから、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明申請」が提出されたものになります。報告は以上です。

議 長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第14については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、買い取りの申出をされた土地は、農業者が優先して取得できます。ほ

しいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さん斡旋してください。事務局で対応いたします。

第 15「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 15「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は下柚木、耕作面積は 9,232.14 m²。相続開始年月日は令和 2 年 12 月 25 日。相続人について、住所は東京都稲城市、年齢 58 歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は下柚木にある 12 筆、上柚木にある 5 筆、合計 17 筆、8,863.33 m²。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は平成 18 年 6 月 1 日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それではご報告いたします。7 月 7 日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする下柚木の 7 筆と、上柚木の 3 筆は生産緑地指定を受けている農地、下柚木の 5 筆と、上柚木の 3 筆は市街化調整区域の農地です。下柚木の農地では、ミカンの果樹が植樹され、シイタケの原木の保管場として使用されているほか、ウメの果樹が植樹され、ミョウガが作付けされていました。他にはシイタケの原木の保管場、ハウスが 3 棟設置され中ではキクラゲ、シイタケが栽培されていました。下柚木の他の農地 3 筆ではハウスが 3 棟設置され原木の保管場として利用されており、一部でウメの果樹が植樹されていました。下柚木の残りの 3 筆、上柚木の残りの 5 筆は一体的に利用されており、ブルーベリー、ウメ、モモ等の果樹が植樹されていました。収穫物は、スーパー三和の集荷場や北野の市場、マルシェ 802 に出荷しています。願出者は、平成 18 年から父とともに農業に従事してきました。実家を出る前も農業に従

事されており、秋山種菌研究所に研修に行った実績もあり、農業技術や農業知識に関しては問題ないので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。今年中には八王子市下柚木の実家に転居し、今までと同様に農業経営を行っていくとのことでした。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 15 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第 16「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 16「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」
先月の第 3 回総会にて、相続人自らが相続税の納税猶予を受けるための適格者として相応しいかの審議を行い問題なく決定。当該案件は、被相続人の母、相続人の夫が相次いで亡くなられたことにより、税務署からの指示に従いそれぞれの証明が必要ということで 2 通の証明を発行。今回、税務署から再度、「被相続人に関する事項」と、「相続人に関する事項」の一部の箇所について変更の依頼があった。「納税猶予を受けるための適格者」の部分について影響なし。

議長 説明は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 16 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第 17「生産緑地地区追加指定申請地の農地等の認定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 17「八王子都市計画生産緑地地区内の農地等の認定について」
令和 3 年度の生産緑地地区の追加指定にあたり、都市計画課案内のもと現地調査を実施。申請のあった 14 件の土地について説明。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、
進行します。お諮りします。第 17 については、これを認定すること
にご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、認定することに決定しました。
第 18「公益財団法人内田農業振興会第 55 回農業功労者表彰候補者の
推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

議長

事務局より説明願います。

事務局

第 18「（公財）内田農業振興会第 55 回農業功労者顕彰候補者の推薦
について」
候補者について、住所は元八王子町三丁目。推薦理由等を説明。

議長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、
進行します。お諮りします。第 18 については、これを決定すること
にご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

議長

第 19「一般社団法人東京都農業会議第 41 回農業後継者顕彰候補者の
推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 19「一般社団法人東京都農業会議第 41 回農業後継者顕彰候補者の
推薦について」
候補者について、住所は川口町。推薦理由等を説明。

議長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、
進行します。お諮りします。第 19 については、これを決定すること
にご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第 20「一般社団法人東京都農業会議第 61 回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 20「一般社団法人東京都農業会議第 61 回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について」
候補者について、住所は谷野町。推薦理由等を説明。

議長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 20 については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第 21「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 21「農地の権利取得の届出について」を報告。（3 件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。
第 22「農地の賃貸借の合意解約について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 22「農地の賃貸借の合意解約について」を報告。（1 件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。
第 23「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 23「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。
（5 件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。
以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第 3 番 馬 場 貴 大 委員

第 5 番 原 島 元 義 委員

を指名します。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、令和 3 年度八王子市農業委員会第 4 回総会を閉会
します。

《 午後 3 時 4 0 分閉会 》